

会長及び副会長の選出について

北海道環境審議会条例第4条では、審議会に会長及び副会長を置くこと、会長及び副会長は委員が互選することと規定されています。

○（参考）北海道環境審議会条例（※一部抜粋）

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

この度、鈴木委員から以下のとおり御推薦がありましたので、その内容について御意見がある場合は令和2年（2020年）12月17日（木）正午までに別紙様式にて御回答をお願いします。

○会長について

（前期）中村 太士 委員 → （今期）中村 太士 委員

○副会長について

（前期）藤井 賢彦 委員 → （今期）藤井 賢彦 委員